

令和元年9月26日

教職員の皆様へ

法人事務局法人管理部市大人事担当課長

### 消費税率変更に伴う通勤手当改定対応について

令和元年10月の消費税率変更による各交通機関の運賃改定に伴う通勤手当の改定について、次のとおり対応しますのでお知らせします。

#### 記

#### 1. 対応方法

人事課及び医学部庶務課にて通勤手当の改定を行いますので、通勤届の提出は基本的に不要です。

#### 2. 改定内容の通知

通勤手当認定書の個別交付は行いません。

#### 3. 新たな通勤手当の支給開始時期

令和元年10月給与以降の通勤手当支給月から

(例：通勤手当支給月が5月・11月の場合、令和元年11月支給から変更します)

#### 【問合せ】

杉本地区：法人管理部人事課給与厚生担当 (内線 2023)

阿倍野地区：医学部・附属病院事務局庶務課給与厚生担当 (内線 2723)